

令和8年 富士見町 告示

第 9 号

富士見町行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町告示第9号

富士見町行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

富士見町行政改革推進本部設置要綱(昭和60年富士見町告示第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見町行財政改革推進本部設置要綱

第1条中「行政改革」を「行財政改革」に、「富士見町行政改革推進本部」を「富士見町行財政改革推進本部」に改める。

第2条第1号中「行政改革大綱の策定及び実施」を「行財政改革基本方針及びアクションプランの策定並びにアクションプランの実施」に改め、同条第2号中「行政改革」を「行財政改革」に改める。

第3条第3項中「各課等の長」を「課長及び係長の職にある者」に改める。

第6条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。